国立大学法人東京医科歯科大学防災管理規則

（平成１６年４月１日
規則第１７４号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における火災、震災その他の災害（以下「災害」という。）を予防し、又は災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災管理の実施に関し必要な事項を定め、もって本学の役員、職員、学生、患者等（以下「職員等」という。）の生命・身体及び教育研究施設等を災害から守ることを目的とする。

（諸法令との関係）

第２条　本学の防災管理については、他の法令等、国立大学法人東京医科歯科大学リスクマネジメント規則（平成２１年規則第４８号。以下「リスクマネジメント規則」という。）及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規則において「部局」とは国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）第４章から第６章に規定する組織（学科、海外拠点及び教授会を除く。）及び事務組織規則（平成１６年規則第４号）第２条から第４条に規定する組織並びに監査室をいう。

２　この規則において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

３　この規則において「防災管理区域」とは、別表１の防災管理区域表に定める防災管理区域をいう。

４　この規則において「消防用設備等」とは、消防法（昭和２３年法律第１８６号。以下「法」という。）第１７条第１項に規定する消防用設備等をいう。

５　この規則において「一般施設」とは、消防用設備等以外の建築物、電気設備、火気使用設備器具及び危険物施設をいう。

第２章　防災対策委員会

（防災対策委員会）

第４条　本学に防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第５条　委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員長は学長が指名する副学長をもって充てる。

(1) 学長が指名する副学長

(2) 各防災管理区域の防火管理者

（委員会の任務）

第６条　委員会は、学長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議する。
⑴ 防災に関する諸規則の制定及び改廃
⑵ 防災設備等の改善及び強化
⑶ 防災上の調査及び企画
⑷ 防災思想の普及及び高揚
⑸ その他防災対策に関する必要事項
⑹ 各防災管理委員会における審議事項の内容
２　必要に応じリスクマネジメント委員会へ報告する。

（委員会の開催）
第７条　委員長は、必要が生じたときに委員会を開催する。
２　委員会の庶務は、施設部施設管理課において処理する。

第３章　防災管理体制

（防災管理の総括）
第８条　学長は、本学における防災管理に関する事務を総括する。
２　副学長は、各部局長からの進言について調整する。
３　学長は、防災管理区域毎に法第８条に規定する防火管理者を別表２の指定基準により選任しなければならない。
４　法第３６条の規定に基づく防災管理者は、防火管理者をもって充てるものとする。

（事務局長の責務）
第９条　事務局長は、学長を助け本学における防災管理に関する事務を整理する。

（部局防災管理の総括）
第１０条　部局長は、当該部局における防災管理に関する事務を総括する。
２　部局長は、学長に防災管理について進言及び報告を行う。

（防災管理組織の整備）
第１１条　部局長は、当該部局に係る次の防災管理区域に関する組織を整備しなければならない。
⑴ 防災管理委員会（２部局以上をもって一つの防災管理区域とする場合は、合同防災管理委員会。以下同じ。）
⑵ 防火担当責任者及び火元責任者（補助者を含む。以下同じ。）
⑶ 消防用設備等及び一般施設の点検責任者（補助者を含む。以下同じ。）
⑷ 自衛消防隊（２部局以上をもって一つの防災管理区域とする場合は、合同自衛消防隊。以下同じ。）
２　前項第２号及び第３号の補助者は、必要に応じ置くものとする。
３　部局長は、第１項第２号の防火担当責任者及び火元責任者を定めるときは、原則として別表２の指定基準によるものとする。
４　第１項第４号の自衛消防隊は、当該防災管理区域の職員をもって編成する。

（防災管理委員会の審議事項）
第１２条　防災管理委員会は、部局長の諮問に応じ防災管理に関する次の事項を審議する。

(1) 消防計画に関すること。
(2) 職員等の人命安全に関すること。
(3) 消防用設備等及び一般施設の維持管理に関すること。
(4) 防災管理組織に関すること。
(5) 震災対策に関すること。
(6) 防災教育及び訓練に関すること。
(7) その他防災管理に関すること。

（防火管理者の責務）
第１３条　防火管理者は、学長の指示を受け防災管理に関する次の業務を行わなければならない。
(1) 消防計画の作成
(2) 防災教育及び訓練の年度計画の作成並びに実施指導
(3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
(4) 消防用設備等及び一般施設の点検の実施並びに不備欠陥事項の改善促進
(5) 避難又は防災上必要な構造設備の維持管理
(6) 収容人員の管理
(7) 防災管理に関する部局長への助言及び報告
(8) 法令に基づく諸手続の促進
(9) 防災管理に関する帳簿及び書類等の整理保存
(10) その他防災管理上必要な業務

（防火担当責任者の責務）
第１４条　防火担当責任者は、担当区域における防災管理に関し、火元責任者を指導監督するとともに、防火管理者へ助言及び報告を行わなければならない。

（火元責任者の責務）
第１５条　火元責任者は、担当区域において日常災害予防に必要な次の業務を行わなければならない。
(1) ガス器具等火気使用設備器具の火気管理
(2) 災害の危険のある物品の安全確認並びに物品の整理整とん
(3) その他災害予防上必要な業務

（点検責任者の責務）
第１６条　点検責任者は、防火管理者が定めた点検基準により、消防用設備等及び一般施設の点検を行い、点検票を作成し、防火管理者を経て部局長に報告しなければならない。

（自衛消防隊の任務）
第１７条　自衛消防隊は、災害が発生したとき又は地震警戒宣言が発令されたときは、部局長の定めるところにより初期の消防活動、警戒活動及びその他防災上の諸活動に当たらなければならない。
２　自衛消防隊は、危機事象（この規則で規定する災害を含む。）が発生し、本学にリスクマネジメント対策本部が設置された場合には、当該対策本部の指揮下に入るものとする。各部局にリスクマネジメント対策本部が設置された場合も同様とする。

第４章　災害の予防等

（災害予防等）

第１８条　部局長は、当該部局における防災管理上必要な次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 火気使用（臨時の火気使用を含む。）に関すること。

(2) 建築物、電気設備、火気使用設備器具及び危険物施設等の変更に関すること。

(3) 災害が発生したとき又は地震警戒宣言が発令されたときの通報に関すること。

(4) 震災予防措置及び地震後の安全確認措置等に関すること。

(5) その他災害予防等に必要な事項

（職員等の責務）

第１９条　職員等は、火気の使用に当たり常に最善の注意を払わなければならない。

２　危険物等を取り扱う者は、関係法令等を遵守し、常に最善の注意を払わなければならない。

３　災害を発見した職員等は、直ちに最寄りの防災センターに通報するとともに、国立大学法人東京医科歯科大学リスクマネジメント規則（平成２１年規則第４８号）第１３条第１項の定めるところにより、当該部局長に報告するものとする。

４　前項において、火災を発見した職員等は初期消火に努めなければならない。

第５章　防災教育及び訓練

（防災教育及び訓練）

第２０条　部局長は、当該部局の職員等に対し、次の各号に掲げる教育及び訓練を行わなければならない。

(1) 防災管理組織の周知徹底

(2) 関係法令及び本学の規則等に定める遵守事項の周知徹底

(3) 消防計画の周知徹底

(4) 震災対策に関する事項の周知徹底

(5) 消火訓練、通報訓練、避難訓練、震災訓練及び総合訓練

(6) その他防災上必要な教育及び訓練

第６章　雑則

（消防機関への届出等）

第２１条　法令等に基づく消防署に対する届出及び報告は、学長が行う。

（調査及び指示）

第２２条　学長は、必要があると認めるときは、調査員を任命し、部局における防災管理の状況について調査を行い、その結果に基づき部局長に必要な指示を与えるものとする。

（雑則）

第２３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日規則第５号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年６月１９日規則第２６号）

１　この規則は、平成２０年６月１９日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

２　この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附　則（平成２０年９月２９日規則第４８号）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日規則第２１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月１３日規則第４９号）

この規則は、平成２１年１１月１３日から施行する。

附　則（平成２２年３月２３日規則第３０号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月７日規則第１２号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１５日規則第５３号）

この規則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年９月３０日規則第８８号）

この規則は、平成２３年９月３０日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第４６号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１１月６日規則第９８号）

この規則は、平成２４年１１月６日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。

附　則（平成２５年５月２９日規則第７０号）

この規則は、平成２５年５月２９日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年５月２１日規則第３９号）

（適用日）

１　この規則は、平成２６年５月２１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。ただし、第８条第１項第５号中「医学部事務部長」に関する部分及び第８条第１項第６号中「医学部附属病院事務部長」に関する部分は、平成２６年５月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成２６年４月１日から平成２６年４月３０日までの間、第８条第１項第２号中「総務秘書課長」とあるのは、「総務企画課長」と読み替えるものとする。

附　則（平成２６年１１月１３日規則第１３２号）

この規則は、平成２６年１１月１３日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附　則（平成２７年５月２１日規則第１３３号）

この規則は、平成２７年５月２１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年７月３１日規則第１６４号）

この規則は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月４日規則第１５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年７月１日規則第１１１号）

この規則は、平成２８年７月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年７月３１日規則第１０８号）

この規則は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年７月１９日規則第５９号）

この規則は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第４８号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２６日規則第１３０号）

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附　則（令和３年１月２８日規則第４号）

この規則は、令和３年１月２８日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２８日規則第５５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３日規則第３２号）

この規則は、令和５年３月３日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３０日規則第１３９号）

この規則は、令和５年３月３０日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

別表１（第３条関係）

防　災　管　理　区　域　表

<table>
<tr><th>地区名</th><th colspan="2">防　災　管　理　区　域</th><th>部　　局　　名</th></tr>
<tr><td rowspan="5">湯島地区</td><td>第１区</td><td>１号館西・東、５号館、６号館、薬品庫、廃液倉庫</td><td rowspan="5">事務局、募金室、統合教育機構、統合研究機構、統合イノベーション機構、統合国際機構、統合情報機構、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科、医学部、歯学部、病院、難治疾患研究所、学生支援・保健管理機構、職員健康管理室、環境安全管理室、スポーツサイエンス機構</td></tr>
<tr><td>第２区</td><td>Ｄ棟、２号館、７号館、技工研修センター、１０号館、廃棄物保管庫２</td></tr>
<tr><td>第３区</td><td>３号館、８号館南、８号館北、廃棄物保管庫</td></tr>
<tr><td>第４区</td><td>Ａ・Ｂ棟、医科系ボンベ庫</td></tr>
<tr><td>第５区</td><td>Ｍ＆Ｄタワー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">駿河台地区</td><td>第１区</td><td>２１号館、２２号館、薬品庫</td><td>事務局、生体材料工学研究所、難治疾患研究所、統合研究機構、統合イノベーション機構、Ｍ＆Ｄデータ科学センター</td></tr>
<tr><td>第２区</td><td>２３号館</td><td>病院、統合国際機構</td></tr>
<tr><td>国府台地区</td><td colspan="2">教養部（図書館国府台分館及び保健管理センター分室を含む。）、学生寄宿舎、合宿研修所、弓道場、国際交流会館</td><td>教養部</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">越中島住宅、戸田艇庫</td><td>事務局</td></tr>
</table>

別表２（第８条第３項及び第１１条第２項関係）

防火管理者等指定基準

防　火　管　理　者	消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第３条の資格を有する者で、副課長若しくは副事務長以上の職務にある者又は管理人若しくはこれに代わる者
防　火　担　当　責任　者	国立大学法人東京医科歯科大学固定資産等管理要項に規定する管理責任者若しくはこれに相当する職務にある者又は管理人若しくはこれに代わる者
火　元　責　任　者	防火担当責任者が指名する者